

蒲郡市多面的機能支払交付金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「国要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号。以下「国要領」という。）に基づいて活動組織等が行う活動に要する経費に対し、蒲郡市多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「活動組織等」とは、国要綱第5に定める活動組織又は広域活動組織をいう。

(交付の対象及び交付額)

第3条 交付金の交付の対象となる活動は、国要綱別紙1の第5の2及び別紙2の第5の2の活動計画のとおりとし、交付額は国要綱別紙1の第6の1及び別紙2の第6の1のとおりとし、活動組織等の事業計画が認定された年度の4月1日以降に実施した活動について交付の対象とする。

(交付金に係る会計経理)

第4条 交付金の交付を受けた活動組織等は、別表第2の交付金欄に掲げる経費について、適正に会計経理をしなければならない。

(申請手続)

第5条 交付金の交付の申請をしようとする活動組織等（以下「申請者」という。）は、多面的機能支払交付金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同

じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付を決定し、速やかに多面的機能支払交付金の交付決定について（通知）（第2号様式）により申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付金の交付の決定をすることができる。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条の規定による交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容に不服があるときは、通知を受けた日から7日以内に申請の取下げをすることができる。この場合において、申請者は、申請を取下げる旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付金額の変更)

第8条 第6条の規定による交付の決定の通知を受けた活動組織等（以下「交付決定者」という。）は、事業計画の変更等により交付金の額を追加又は減額する必要があるときは、第5条の規定に準じて多面的機能支払交付金追加（又は減額）交付申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、第6条の規定に準じて追加又は減額の交付を決定し、多面的機能支払交付金の変更交付決定について（通知）（第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(前金払の請求)

第9条 交付金の交付に当たっては、前金払とすることができる。

2 交付決定者は、第6条及び前条による交付決定の通知を基に交付金の前金払を受けようとするときは、多面的機能支払交付金前払請求書（第5号様式）により市長に請求しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、国要綱別紙1の第5の7及び別紙2の第5の7の規定に

に基づき、事業計画が認定された年度の3月31日までに、市長に対し、実施状況の報告をしなければならない。

- 2 前項の実施状況の報告は、交付金の実績報告を兼ねるものとする。
- 3 第5条第2項ただし書により交付の申請をした交付決定者は、第1項の実施状況の報告をするに当って、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第5条第2項ただし書により交付の申請をした交付決定者は、第1項の実施状況の報告をした後において消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した交付決定者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（第6号様式）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実施状況の報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、多面的機能支払交付金の額の確定について（通知）（第7号様式）により交付決定者に通知しなければならない。

（活動の廃止）

第12条 交付決定者は、交付金の対象となる活動を廃止しようとする場合には、多面的機能支払交付金の活動廃止について（第8号様式）により市長に申請しなければならない。

（交付金の返還）

第13条 市長は、国要綱に定める返還が生じた場合又は前条に規定する活動の廃止があった場合は、速やかに交付金の返還をさせるものとし、多面的機能支払交付金の返還について（通知）（第9号様式）により通知するものとする。

- 2 市長から前項の通知を受けた交付決定者は、速やかに多面的機能支払交付金の返還方法に係る届出書（第10号様式）を提出するものとする。
- 3 市長は、前項に対して適当と認める場合は、多面的機能支払交付金の返還方法に係る承諾書（第11号様式）により交付決定者に通知するものとする。
- 4 前項の承諾を受けた交付決定者は、市長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

(交付金の繰り越し)

第14条 交付決定者は、事業計画に定める活動期間内において、各年度の終了時点で生じた農地維持活動又は資源向上活動に係る交付金の残額を翌年度の経理に含めることができるものとする。

(交付金の精算)

第15条 市長は、国要領の第1の11の(1)、又は第2の12の(1)に定める清算に係る返還が生じた時は、多面的機能支払交付金の清算について(通知)(第12号様式)により通知するものとする。

2 市長から前項の通知を受けた交付決定者は、多面的機能支払交付金の清算について(第13号様式)を市長に提出し、市長が定める期日までに交付金を返還するものとする。

3 当該事業の活動期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、活動を継続する交付決定者については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく交付金の経理に含めることができるものとする。

(交付決定前の活動)

第16条 活動組織等は、交付金の交付決定前に農地維持活動及び資源向上活動に取り組む場合にあつては、対象活動期間中における交付決定を受けるまでの期間内に実施した活動において生じたあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で取り組むものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月2日から施行する。